

現場代理人による『安全現場宣言』運動の実施について

建設業に係る労働災害防止の取り組みを強化するため、標記運動の実施を提唱します。
下記の実施要領をお読みのうえ、積極的な実施をお願いします。

記

現場代理人による『安全現場宣言』運動実施要領

1 目的

建設現場は、日々、人や重機等が移動し、安全な箇所が危険な箇所に変化したり、様々な危険を伴う作業が発生します。逆に、大きな変化がないことによって、かえって危険作業に対する慣れの意識が働いてしまうこともあります。労働災害の芽は、そんな場所や作業者の意識の中に潜んでいます。

建設現場で労働災害を防止するためには、安全衛生の要となる者が、現場における労働災害防止のための重点目標を設定し、自らがその実現のための努力をすることが必要です。

また、現場で働く作業員一人ひとりが安全に対する意識を高く持ち、危険に対する感受性を高めることも重要です。

そのため、建設現場の「現場代理人」が、労働災害防止のため自らが何を行うのかを具体的に考え、それを掲示することにより、そこで働く作業員に対し、労働災害防止に取り組んでいる意気込みを表明し、ひいては現場全体の労働災害防止に対する意識啓発を図ることを目的とします。

2 方法

- ① 現場代理人が、労働災害を防止するため「私は○○します！」と自分の行動を具体的に記入した『安全現場宣言』を作成し、現場内の入り口や朝礼場所、休憩所など、作業員の目につきやすい場所に掲示します。
- ② 宣言の内容は、具体的に、誰でもわかりやすい表現とし、現場代理人がそれを実行していることを、すべての作業員が確認できるような内容にすることが重要です。
- ③ 建設現場の場合、工程等により安全対策も変化しますので、できれば毎月更新することが必要です。更新されたことがすぐ分かるように「○月度」と入れたり、色を変えるなどの工夫も良いでしょう。
- ④ 様式は、別添の「現場代理人による『安全現場宣言』」（記入例）を参考に、アレンジしていただいて結構ですが、必ず現場代理人が自筆の署名を入れて下さい。用紙サイズは自由ですが、掲示する箇所に見合ったサイズにして下さい。